



宮古市
Miyako City

4 その他

(2) 立地適正化計画策定の検討状況について

- ① これまでの取り組みと今後の予定について
- ② 踏まえるべき宮古市の特性と現状・課題（人口のみ抜粋）
- ③ 立地適正化に係る基本方針
(まちづくり方針、課題解決のための誘導方針、目指すべき都市の骨格構造)
- ④ 防災指針の取組み方針

浄土ヶ浜
いいいろ
1116

浄土ヶ浜 エターナルグリーン

三陸復興国立公園「浄土ヶ浜」



① これまでの取り組みと今後の予定について



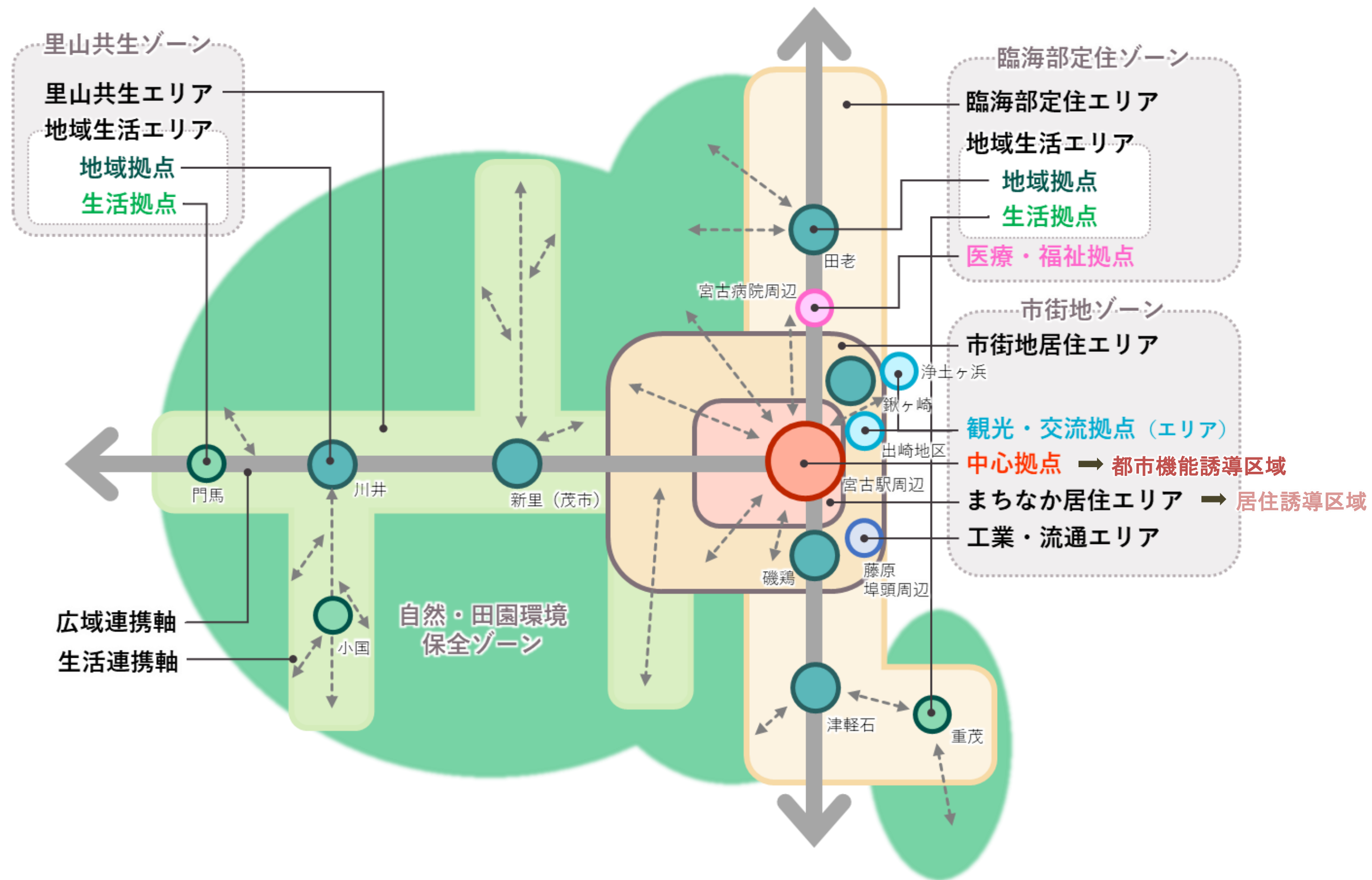
③ 立地適正化に係る基本方針：まちづくり方針と課題解決のための誘導方針

現状・課題	
分野	課 題（Ⅰ市全体、Ⅱ中心部、Ⅲその他地域）
人 口	Ⅰ人口減少・少子高齢化がさらに進行することが懸念されます Ⅰ人口減少・少子高齢化の進行により人口密度が低下していくことでにぎわいや活力が失われることが懸念されます Ⅰ若い世代の転出超過により生産年齢人口がさらに減少していくことで地域経済が衰退することが懸念されます Ⅰ高齢者人口に対する生産年齢人口の比率が低下することで、働く世代の負担が増大し、高齢者を支えることが難しくなるおそれがあります
利 土 用 地	Ⅱ管理不全な空き家や低未利用地の増加による都市のスポンジ化の進行が懸念されます
都市施設	Ⅰ広域的なネットワークの整備に伴う通過交通の増加やストロー現象の進行により経済が衰退することが懸念されます Ⅱ中心市街地が歩きにくいことからにぎわいの低下が懸念されます Ⅱ公園空白地があることで中心市街地の生活の豊かさを感じにくいことが懸念されます
都市交通	Ⅰ過度に自動車に依存していることから、公共交通の利用者の減少及びサービス水準の低下、維持が困難になる恐れがあります Ⅰ公共交通空白地があることで将来的に移動手段が確保できなくなる人が増えることが懸念されます Ⅰ公共交通を維持するために、財政負担が増加することが懸念されます Ⅱ道路環境が歩行者や自転車に配慮されておらず、徒歩や自転車での移動が促進されず、中心市街地の回遊につながらないことが懸念されます Ⅲ公共交通の利便性が悪い地区は、利用者の減少につながるという悪循環に陥ることが懸念されます Ⅲ地区の中心部が主要な公共交通から外れている地区は、拠点性が低下することが懸念されます
都市機能	Ⅰ必要な生活サービスを受けるために車や公共交通で移動する必要があります Ⅰ基幹病院が郊外に立地しているため、中心市街地との交通ネットワークの強化が必要です Ⅱ人口密度が低下することで必要な都市機能が失われることが懸念されます Ⅱ中心市街地にあるべき都市機能を集積することが必要です
財政・地価	Ⅰ地価の下落や人口減による一般財源の減少が見込まれ、公共サービスの維持が難しくなることが懸念されます Ⅱ中心市街地の地価が高いため、空き地や空き建物の利活用を進める方策が必要です
経済活動	Ⅰ高齢化や担い手不足による生産年齢人口の減少と労働生産性が低いことにより、産業の維持が困難となることが懸念されます Ⅰ若い世代が求める職業・職種が少ないことで市外への転出増加と転入減が懸念されます Ⅰ観光客数が宿泊に結びついておらず、域外所得の獲得につながらないことから観光業の衰退が懸念されます Ⅱ中心市街地の集客施設の減少により、魅力やにぎわいが失われることが懸念されます
災害リスク	Ⅰどんな災害にも人命を失うことがないよう計画的な避難対策が必要です Ⅰ災害にあっても迅速な復旧・復興を可能とする土地利用を推進する必要があります Ⅰ発生頻度が高く被災想定の大い災害からまちを守る施設の早期整備が必要です
脱炭素	Ⅰ主たる交通手段がエネルギー効率の悪い自動車に依存していることからCO2排出量の削減につながらないことが懸念されます
市民意向(アンケート)	
○若年層の働く場と安定した収入の確保が必要とされています ○若年層の学びの場が必要とされています ○まちなかのにぎわいと交流の場が必要とされています ○日常的な買い物などの生活利便性の確保が必要とされています	



③ 立地適正化に係る基本方針：目指すべき都市の骨格構造

目指すべき都市の骨格構造のイメージ



④ 防災指針の取組み方針

■ 基本的な考え方

基本的な考え方

【人命を守る】

想定以上の災害が発生することを想定し、どんな時でも避難することで人命を確実に守る

【壊滅的な被害を避ける】

L2（発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす災害）に対しては、まち全体が壊滅的な被害を受けないことを目指す

【街を守る】

L1（発生頻度が高い災害）に対しては、防潮堤などの整備により街を守る

■ 誘導区域設定の判定フロー：水害（津波、洪水）

誘導区域設定の判定フロー

STEP 1 人命を守る

⇒ L2の浸水シミュレーションで浸水する区域から避難が可能であること

STEP 2 壊滅的な被害を避ける：多くの機能や建物を失わない

⇒ 津波：L2（堤防等整備済、破堤無、沈下無）の浸水が2m以下であること
洪水：L2の家屋倒壊等氾濫区域からはずれていること

STEP 3 街を守る

⇒ L1対応の堤防等が整備済であること（未整備の場合はSTEP 4へ）

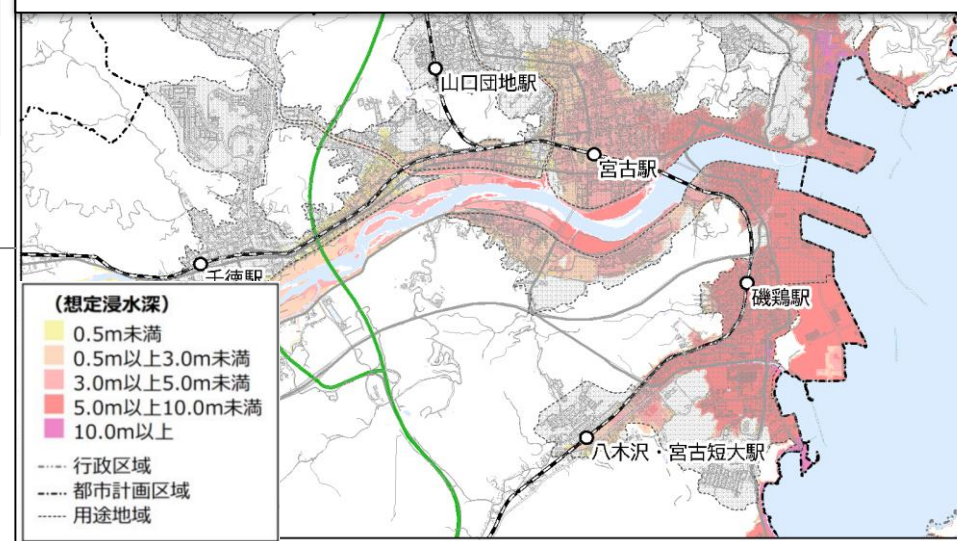
STEP 4 多くの財産を失わない：ハード対策（L1対応の堤防等）が完了するまでの間

⇒ L1（現状堤防、破堤無）の浸水が1m未満であること

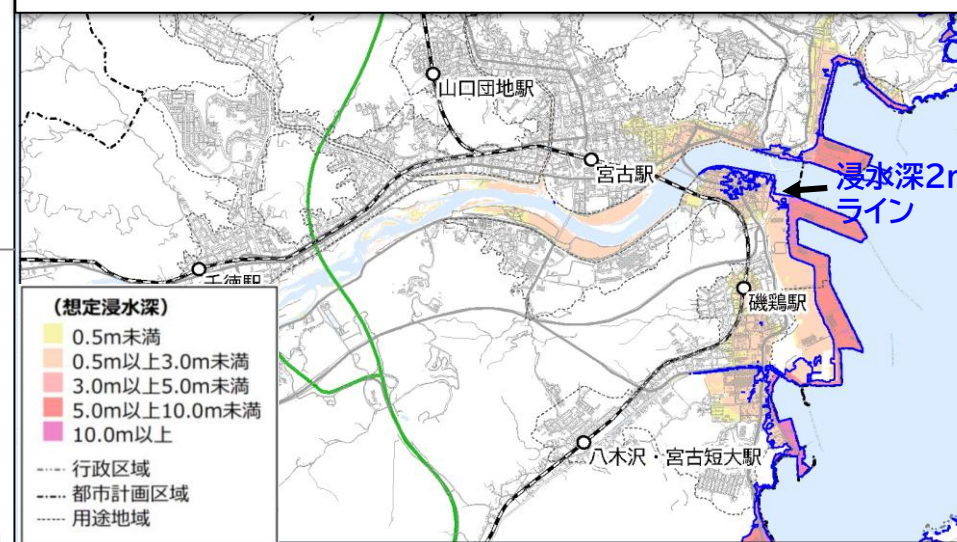
※ 上記フローに該当しない場合は、誘導区域に設定しないことを原則とします
ただし、災害の発生頻度や本計画の計画期間、まちの成り立ちなどを考慮しながら、誘導区域に設定しないことが適切でない区域については、土地利用規制等の対策を講じた上で誘導区域に設定します

■ 誘導区域の判定：津波の場合

STEP1 L2津波、現状堤防、破堤あり、沈下あり



STEP2 L2津波、計画堤防、破堤なし、沈下なし



STEP4 L1津波、現状堤防、破堤なし、沈下なし

